## 区分所有法 管理組合法人 管業 H01-38-3 ≪#817≫ 【問】正誤をつけよ。

管理組合法人は、管理者を置くことができない。

【答え】正しい

## ≪ポイント1≫ 管理組合法人 管業【★入門】 宅建【★基礎必須】

- 11 第 4 節(「**管理者**」)の規定は、**管理組合法人には、適用しない。**(区分法 47 条 11 項)
  - ⇒ 管理組合法人においては、管理者を選任することができない
- 6 **管理組合法人**は、その事務に関し、**区分所有者を代理**する。(区分法 47 条 6 項)
  - ⇒ 3条の団体の場合、管理者は、その職務に関し、区分所有者を代理する。

## ≪ポイント2≫ 理事 管業【★入門】宅建【★基礎必須】

管理組合法人には、理事を置かなければならない。(区分法 49条 1項)

## ≪ポイント3≫ 監事 管業【★入門】 宅建【★基礎必須】

管理組合法人には、**監事を置かなければならない**。(区分法 50 条 1 項)